

2. 障害者手帳の交付



身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳は、障害の認定のほか、各種福祉サービスを利用する場合に必要となります。



(1) 身体障害者手帳

対象者

視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体、心臓、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう・直腸機能、小腸機能、肝臓機能、免疫に障害のあるかた

内 容

身体障害者手帳は、身体に一定の障害のあるかたに対して、障害の程度により、1級から6級に該当するかたに手帳が交付されます。

必要書類

	印鑑	写真	指定の 診断書	手帳	その他
初めて手帳を取得したいとき(交付申請書)	○	○	○		
再交付	障害の程度が変更になったとき (再交付申請書)	○	○	○	マイナンバーの分かるもの (個人番号カード、通知カード、住民票等)
	障害が追加になったとき(再交付申請書)	○	○	○	
	有期認定のとき(再交付申請書)	○	○	○	
	手帳を紛失・破損したとき (再交付申請書)	○	○		
住所等変更	市内転居・転入で住所が変わったとき (居住地等変更届)	○			○
	氏名が変わったとき(居住地等変更届)	○			○
返還	本人が亡くなったとき 障害に該当しなくなったとき(返還届)	○			○

・「顔写真」は、縦4cm×横3cm、脱帽、上半身、1年以内に撮影されたもの

・「診断書」は、身体障害者福祉法第15条の指定を受けた医師が記載した所定の診断書(記載されてから3か月以内のもの)。

・市外に転出したときは、転出先の市町村に手帳を持参して、居住地の変更届を提出してください。

(2)療育手帳

対象者

おおむね 18 歳までに知的障害があると判定されたかた
 (発達期以降に発症した器質性精神障害等による知能の低下や適応障害の状態は、療育手帳での知的障害には該当しません。)

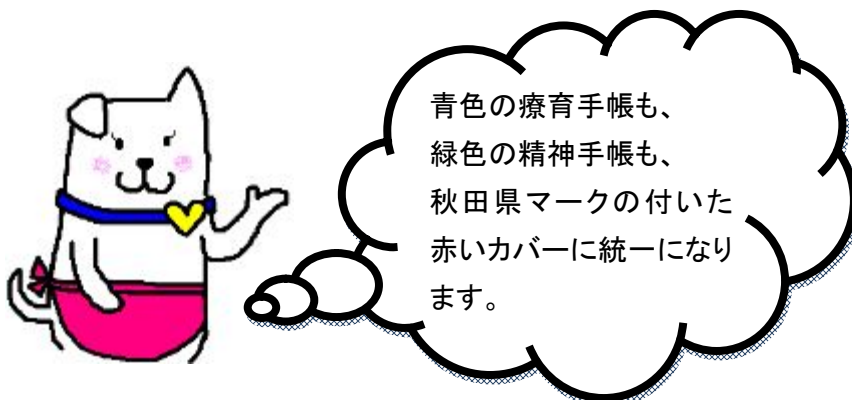
内 容

障害の程度は、重度・最重度の場合は「A」、中度・軽度の場合は「B」に区分されます。

必要書類

		印鑑	写真	手帳	その他
初めて手帳を取得したいとき(交付申請書)		○	○		※18 歳以上の新規申請の場合、 ・母子手帳の写し ・学校の成績票 ・成績証明 等 18 歳までの知的状況が分かる資料が必要
再交付	手帳を紛失・破損したとき (再交付申請書)	○	○		
住所等変更	市内転居・転入で住所が変わったとき (記載事項変更届)	○		○	
	氏名、保護者が変わったとき (記載事項変更届)	○		○	
返還	本人が亡くなったとき 障害に該当しなくなったとき(返還届)	○			
再判定	手帳に次回判定時期が記載されているかた (交付申請書)	○	○	○	

- ・「顔写真」は、縦 4 cm × 横 3 cm、脱帽、上半身、1年以内に撮影されたもの
- ・市外に転出したときは、転出先の市町村に手帳を持参して、居住地の変更届を提出してください。
- ・新規申請や再判定時に、北児童相談所(十二所)や県福祉相談センター(秋田市)で医師の診察や判定を受けていただく場合があります。



(3)精神障害者保健福祉手帳

対象者

精神に一定の障害のあるかたで、精神科の治療を 6 か月以上継続しているかた、または障害年金(精神)を受給しているかた

内 容

精神障害のために長期にわたり日常生活社会生活への制約のあるかたに交付され、障害の程度は1級から3級まであります。有効期間は、2年で更新が必要です。

必要書類

	印鑑	写真	指定の 診断書	障害年 金証書 等※1	手帳	その他	
初めて手帳を取得したいとき (申請書)	○	○	どちらか1つ			マイナンバー の分かるもの (個人番号カ ード、通知カー ド、住民票等)	
再 交 付	2年毎の更新をするとき 障害の程度が変わったとき(申請書)	○	○	どちらか1つ			○
	手帳を紛失・破損したとき (記載事項変更届・再交付申請書)	○	○				○
住 所 等 変 更	市内転居転入で住所が変わったとき 氏名、保護者が変わったとき (記載事項変更届・再交付申請書)	○				○	

※1 障害年金証書等(年金証書、年金支払通知、年金振込通知書、特別障害給付金受給資格証書の写し及び障害等級照会同意書

- ・「指定の診断書」は、所定の精神障害者保健福祉用で、精神保健指定医、その他精神障害の診断および治療に従事する医師の記載したもの(記載されてから3か月以内のもの)。
- ・「顔写真」は、縦4cm×横3cm、脱帽、上半身、1年以内に撮影されたもの。
- ・市外に転出したときは、転出先の市町村に手帳を持参して、居住地の変更届を提出してください。

◆(1)(2)(3)の申請・提出窓口

◎大館市福祉課障害福祉係

大館市字三ノ丸 103-4 市総合福祉センター2階

電話 43-7052 FAX 42-8532